

障 害 程 度 等 級 表

級 別	じ ん 臓 機 能 障 害
1 級	じん臓の機能障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
2 級	
3 級	じん臓の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	じん臓の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

身体障害認定基準(じん臓機能障害)

- (1) **等級表 1 級に該当する障害**は、じん臓機能検査において、内因性クレアチニクリアランス値が $10\text{ml}/\text{分未満}$ 、又は**血清クレアチニン濃度が $8.0\text{mg}/\text{dl}$ 以上**であって、かつ、自己の身辺の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるものをいう。
- (2) **等級表 3 級に該当する障害**は、じん臓機能検査において、内因性クレアチニクリアランス値が $10\text{ml}/\text{分以上}、20\text{ml}/\text{分未満}$ 、又は**血清クレアチニン濃度が $5.0\text{mg}/\text{dl}$ 以上、 $8.0\text{mg}/\text{dl}$ 未満**であって、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は**次のいずれか 2 つ以上の所見**があるものをいう。
- a じん不全に基づく末梢神経症
 - b じん不全に基づく消化器症状
 - c 水分電解質異常
 - d じん不全に基づく精神異常
 - e エックス線写真所見における骨異常
 - f じん性貧血
 - g 代謝性アシドーシス
 - h 重篤な高血圧症
 - i じん疾患に直接関連するその他の症状
- (3) **等級表 4 級に該当する障害**はじん機能検査において、内因性クレアチニクリアランス値が $20\text{ml}/\text{分以上}、30\text{ml}/\text{分未満}$ 、又は**血清クレアチニン濃度が $3.0\text{mg}/\text{dl}$ 以上、 $5.0\text{mg}/\text{dl}$ 未満**であって、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は (2) の a から i までのうち**いずれか 2 つ以上の所見**のあるものをいう。
- (4) じん移植術を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去（軽減）状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定した場合の状態で判定するものである。
- (注 9) eGFR(推算糸球体濾過量)が記載されていれば、血清クレアチニン濃度の異常に替えて、eGFR(単位は $\text{ml}/\text{分}/1.73 \text{m}^2$)が 10 以上 20 未満のときは 4 級相当の異常、 10 未満のときは 3 級相当の異常と取り扱うことも可能とする。
- (注 10) 慢性透析療法を実施している者の障害の判定は、当該療法の実施前の状態で判定するものである。